入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成26年12月5日
支出負担行為担当官
会計担当内閣参事官　大塚　幸寛
支出負担行為担当官
内閣法制局長官総務室会計課長　原崎　正志
支出負担行為担当官
内閣衛星情報センター管理部長　青木　信義
支出負担行為担当官
内閣府大臣官房会計担当参事官　小松　貢
支出負担行為担当官
宮内庁長官官房主計課長　中田　悟
支出負担行為担当官
特定個人情報保護委員会事務局総務課長
松元　照仁
支出負担行為担当官
消費者庁総務課長　長谷川秀司
◎調達機関番号　005、007、008、022、025
◎所在地番号　13
1　掲載日
平成26年10月27日（号外政府調達201号）
2　訂正内容
１ページ３段16行目､「Ｂ又はＣ」を「A、B、Ｃ又はD」。また、２ページ１段４行目「B　or C」を「A, B, C or D」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年12月5日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局次長　田所　篤博
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
○第５号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　福井港海岸（福井地区）護岸（改良）地盤改良工事
⑶　工事場所　福井市白方町地先、坂井市三国町米納津地先
⑷　工事内容　撤去・復旧工　１式〔舗装撤去・復旧　約1,800㎡〕、鋼矢板工　１式〔鋼矢板打設（Ⅲw型Ｌ＝12.3m／枚）23枚〕、止水工　１式〔薬液注入（目地部溶液型無機系Ｌ＝7.0m）46本、薬液注入（上部工天端超微粒子系懸濁型）約25㎥〕、地盤改良工　１式〔薬液注入（標準部特殊シリカ系溶液型qu＝50kN／㎡）約14,800㎥、薬液注入（目地部特殊シリカ系溶液型qu＝50kN／㎡）約1,500㎥、品質管理（チェックボーリング）23箇所、品質管理（標準貫入試験）10箇所〕
⑸　工期　平成27年12月15日まで
⑹　使用する主要な資機材　再生粗粒度アスコン　約90㎥、鋼矢板（ＳＰ－Ⅲw型）23枚
⑺　本工事は､入札説明書等について､インターネットを介して配付を行う試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。
⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑾　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⒀　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。
⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。
⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒃　本工事は、以下に示す対象工種において鉄筋加工組立（および吊鉄筋・吊バー組立）に該当する場合には、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事である。
（工種一覧）ケーソン製作工、本体ブロック製作工、根固ブロック製作工、上部コンクリート工、蓋ブロック工、場所打ちコンクリート工、基礎ブロック工
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾土木工事」における客観点数が1,150点以上であること。）。
なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を950点以上とする。
⑷　平成11年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の実績であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
同種工事とは以下のとおり。
①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者「海岸又は港湾の施設において薬液注入工法による地盤改良工を施工した工事」
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員「海岸又は港湾の施設において固結工による地盤改良工を施工した工事」
ただし、②の固結工は薬液注入、粉体噴射撹拌、高圧噴射撹拌、スラリー撹拌又は消石灰パイル等とする。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　技術提案に対する技術的所見が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成11年４月１日から本工事の公告日までに、⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成11年４月１日から本工事の公告日までに、⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。